

令和4年度都道府県単位保険料率について

令和4年1月14日



令和4年度平均保険料率に関する評議会での意見（山口支部）

令和3年10月27日に開催した評議会において

- ①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
- ②令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっていること。

以上のことを踏まえ、今後の保険料率のあり方については、中長期で考え平均保険料率10%を維持したい旨ご説明し、次の意見を頂き理事長に報告いたしました。

【評議会意見】

- ・一部の評議員からは保険料率を引き下げてほしいという意見も出されたが、10%維持でやむなしとの意見が多数だった。
- ・保険料率の変更時期については例年通り4月に変更するというのが当評議会の意見です。

【学識経験者】

- ・国民皆保険を維持する事が社会の基盤になっている事を考えると、今は保険料率を変更すべきタイミングではない。10%維持が妥当ではないかと思う。
- ・コロナで社会状況・経済状況が不安定の中、日本は確実に高齢化社会を迎える。今後10年20年で人口構造を変える事は難しいので、保険料率を下げる事が本当にいい事なのか。準備金を次なる健康増進・健康維持の為に投入する事で、高齢者であっても健康で暮らせる社会になれば、保険を使う機会が少なくなる。先々の投資として10%で踏ん張るか、あるいは疲弊して大変だから保険料率を1回下げるか、どっちの方向で考えるかだと思う。

【事業主代表】

- ・一旦引き下げた場合、再度引き上げるのが難しいという意見もあるがコロナ禍の中、事業主の負担も勘案して時限的にも引き下げてほしい。
- ・準備金残高、コロナ禍の状況でもあるので、引き下げて頂きたい希望はある。ただ今後の試算を見ると下げるのは難しいと思う。コロナが治まった時に経済がどうなるのかを見定めた上で維持するか、引き下げるかの議論をすればいいのではないか。

【被保険者代表】

- ・準備金の使い方の議論があってもいいのではないか。
- ・被保険者目線から言うと10%だろうと9.5%だろうとピンとくる人は少ないと思う。会社の経費として見たら大きな金額なので関心を持っている事業主は多いと思うが、被保険者はあまり関心がないと思われる。保険料率を下げるにより高齢者にきびしい社会になるならば、働く世代も協力して高齢者に対して、温かい社会であってほしいと思うので、10%維持が妥当だと思う。

令和4年度平均保険料率に関する支部評議会での意見概要

意見の提出なし 2支部(6支部)

※()は昨年の支部数

意見の提出あり 45支部(41支部)

- ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部(31支部)
- ② ①と③の両方の意見のある支部 10支部(5支部)
- ③ 引き下げるべきという支部 4支部(2支部)
- ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 0支部(3支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないか。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えている。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

令和4年度平均保険料率等に関する運営委員会での意見概要

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。
 - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
 - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
 - 準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

協会としての対応

① 平均保険料率について

- ・令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。
- ・令和4年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- ・令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七(0.007%)に据え置くこととする。

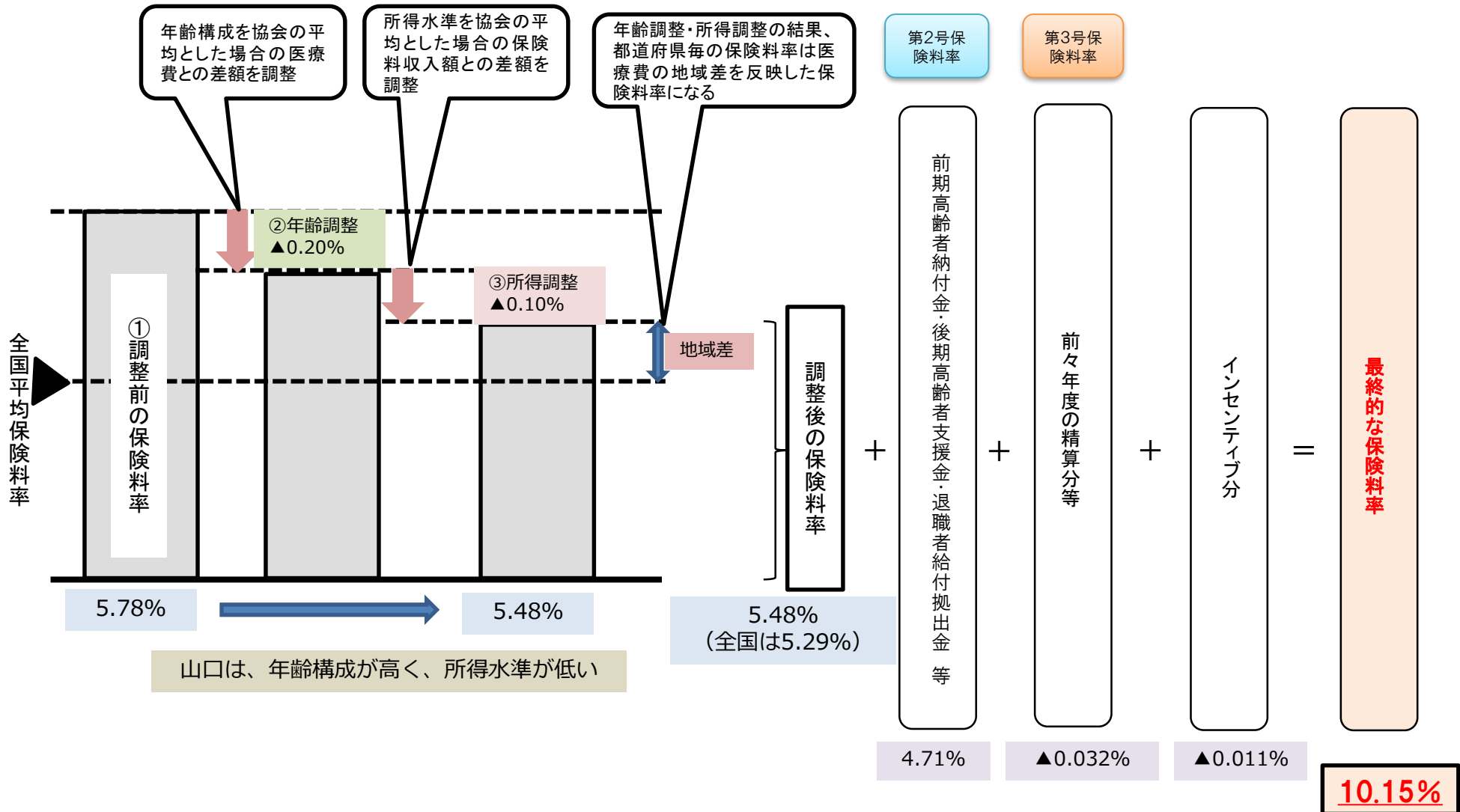
② 保険料率の変更時期について

- ・令和4年4月納付分からとする。

山口支部の令和4年度保険料率 10.15% (前年度比-0.07%)

令和4年度山口支部保険料率算定のイメージ図

第1号保険料率



令和4年度全国平均保険料率との比較

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定(令和4年1月下旬頃確定する予定)であること等から、現時点において暫定版である。

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.29	—	—	5.29	10.00	10.00	10.00	0.0000
山 口	5.78	▲ 0.20	▲ 0.10	5.48	10.19	10.16	10.15	▲0.011

(注)

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46%）、前期高齢者納付金等（3.44%）、保健事業費等（0.84%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.71%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和2年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和4年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007%になるとは限らない。

山口支部保険料率の推移

年度	山口支部(%)	全国平均(%)	全国平均との差(%)	
平成20年度	8.20	8.20	+0.00	←H20. 10. 1 協会けんぽ発足 ←都道府県単位別 保険料率へ移行
平成21年度	8.22	8.20	+0.02	
平成22年度	9.37	9.34	+0.03	
平成23年度	9.54	9.50	+0.04	
平成24年度	10.03	10.00	+0.03	
平成25年度	10.03	10.00	+0.03	
平成26年度	10.03	10.00	+0.03	
平成27年度	10.10	10.00	+0.10	
平成28年度	10.13	10.00	+0.13	
平成29年度	10.11	10.00	+0.11	
平成30年度	10.18	10.00	+0.18	
令和元年度	10.21	10.00	+0.21	
令和2年度	10.20	10.00	+0.20	←激変緩和措置終了
令和3年度	10.22	10.00	+0.22	
令和4年度	10.15	10.00	+0.15	